

令和5年度 第1回尼崎市子ども・子育て審議会 次第

日時：令和5年8月3日

午後6時00分～

WEB形式で開催

1 委員紹介

2 会長・副会長の選任

3 議題

(1) 諮問について

(2) 部会の設置について

4 その他

以 上

尼崎市子ども・子育て審議会委員一覧

No.	選出区分	氏名	所属等
1	学識経験者	伊藤 嘉余子	大阪公立大学 教育福祉学類
2		猪田 裕子	神戸親和大学 教育学部児童教育学科
3		瀧川 光治	大阪総合保育大学 児童保育学部
4		田邊 泰美	園田学園女子大学 短期大学部幼児教育学科
5		大和 晴行	武庫川女子大学 文学部教育学科
6		中井 清津子	びわこ学院大学 教育福祉学部子ども学科
7	児童福祉又は学校教育の関係者	峯本 千鶴	尼崎市立小学校長会
8		真島 清行	尼崎市立中学校長会
9		川端 文彦	兵庫県尼崎こども家庭センター所長
10		梅本 誠	尼崎市法人保育園会
11		守永 貴美恵	尼崎市PTA連合会
12		濱名 浩	尼崎市私立幼稚園連合会
13		藤木 芳博	尼崎市社会福祉協議会
14		藤原 春美	尼崎市民生児童委員協議会連合会
15		山本 千尋	尼崎市医師会
16	子ども及びその保護者を支援する団体	仲波名 正子	尼崎市子育てサークル実行委員会
17		中桐 康晴	尼崎市子ども会連絡協議会
18	事業主又は労働者の代表者	堂園 隆司	尼崎労働者福祉協議会
19		宮内 雅也	尼崎経営者協会
20	市民の代表	山縣 恒実	
21		平之内 隆生	

尼こ青 第 3 9 2 号
尼教就 第 2 0 6 号
令和 5 年 8 月 3 日

諮 問 書

尼崎市子ども・子育て審議会
会長 瀧川 光治 様

尼崎市市長 松本 眞

尼崎市教育委員会
教育長 白畑 優

尼崎市こども計画の策定等について(諮問)

子どもの育成や子育て家庭への支援に当たって、取組みの基本理念や基本目標などについて定めた第 4 期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(わいわいキッズプランあまがさき)、及び昨今の待機児童問題への対応などのため、教育・保育施設等や地域の子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などについて定めた、第 2 期尼崎市子ども・子育て支援事業計画が、いずれも令和 6 年度末をもって計画年限を迎えることとなりました。

また、令和 5 年 4 月 1 日には、こども家庭庁があらたに発足するとともに、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども施策を総合的に推進することを目的にこども基本法が施行されました。同法の第 9 条において、国は、こども施策を総合的に推進するためのこども大綱を定めるとされており、第 10 条では、市町村はこども大綱を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(市町村子ども計画)を定めるように努めるとされています。

本市で策定する市町村子ども計画については、次期計画(第 5 期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画及び第 3 期尼崎市子ども・子育て支援事業計画)を、包含するものとし、本市のこども施策に関する事項を一体的に定めることとします。

こうしたことから、次の項目について児童福祉や教育をはじめとした広範な分野での立場でご審議いただきたく、貴審議会に対し、諮問いたします。

【諮問内容】

今後公表が予定されているこども大綱を踏まえ、こども基本法第 10 条に規定する尼崎市こども計画の策定について

以 上

令和5年度設置予定の部会（案）

常設で設置している「計画推進部会」を休止し、(仮称)尼崎市子ども計画の策定に係る事項及び現行の次世代育成支援推進行動計画及び子ども・子育て支援事業計画の進捗管理に係る事項などについて調査審議する「計画策定・推進部会」を新設する。

尼崎市子ども・子育て審議会

<設置根拠> 尼崎市子ども・子育て審議会条例

<所掌事項>

児童福祉、母子保健及び幼児期の学校教育に関すること

<参考> 尼崎市子ども子育て審議会の法的位置づけ

- ・ 子ども・子育て支援法第77条の市町村の合議制の機関
- ・ 児童福祉法第8条の児童福祉審議会
- ・ 認定子ども園法(通称)第25条の合議制の機関

【部会】

常設

計画推進部会(休止)

子育て支援の総合的な推進に関することを担当し、現行次世代育成支援推進行動計画及び子ども・子育て支援事業計画の進捗管理に係る事項などについて調査審議を行う。

新設

計画策定・推進部会

(令和5・6年度のみ設置)

・ 秋以降の公表されるこども大綱を踏まえた(仮称)尼崎市子ども計画の策定
・ 必要となる市民ニーズ把握のための調査及びその結果を踏まえながら、子ども・子育て支援事業計画の策定に係る事項について調査審議を行う。

尼崎市子ども・子育て審議会条例を公布する。

平成25年3月7日

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市条例第18号

尼崎市子ども・子育て審議会条例

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、尼崎市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、市長及び尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、審議会を置く。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項及び第3項に規定する事項
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項第1号から第3号までに規定する事項並びに本市における子ども・子育て支援（同法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況
- (4) 尼崎市子どもの育ち支援条例（平成21年尼崎市条例第41号）第12条第2項の規定によりその権限に属させられた事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民の児童福祉、母子保健及び幼児期の学校教育について市長又は教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が教育委員会の意見を

聴いて委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市議会議員

(3) 児童福祉又は学校教育の関係者

(4) 子ども及びその保護者を支援する団体の代表者

(5) 事業主又は労働者の代表者

(6) 市民の代表者

3 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

4 特別委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が教育委員会及び会長の意見を聴いて委嘱する。

5 特別委員は、第3項の特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(任期)

第4条 委員（特別委員を除く。次項及び次条第2項において同じ。）の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第7条 審議会は、委員（特別委員を含む。以下同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は当該部会に属する委員のうちから会長が、副部会長は部会長がそれぞれ指名する。

4 第5条第3項及び第4項、第6条並びに前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「委員」とあるのは、「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される審議会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に尼崎市民の福祉に関する条例（昭和58年尼崎市条例第9号）第16条第3項の規定により委嘱されている尼崎市社会保障審議会（以下「社会保障審議会」という。）の委員でその児童専門分科会（尼崎市社会保障審議会規則（平成21年尼崎市規則第17号）第5条第1項第2号に掲げる専門分科会をいう。）に属しているものは、この条例の施行の日に審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる

者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日における社会保障審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(尼崎市民の福祉に関する条例の一部改正)

4 尼崎市民の福祉に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「社会福祉法」の前に「別に定めるものを除くほか、」を加え、「の規定によるほか、」を「に規定する事項その他」に改め、「児童福祉その他の」を削り、同条第2項中「50人」を「35人」に改める。

(尼崎市子どもの育ち支援条例の一部改正)

5 尼崎市子どもの育ち支援条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「尼崎市社会保障審議会」を「尼崎市子ども・子育て審議会」に改める。